

沼田南中学校の生活

沼田南中学校 R5.9～R6.3

学校教育目標

【基本目標】人間尊重の精神を基盤に、地域や国際社会に生きる自覚を高め、心豊か^{たくま}で逞しく活力ある生徒を育成する。

【具体目標】英知：知性を磨き、創意を活かして考える生徒

礼節：秩序を守り、感謝と思いやりをもつ生徒

強健：心身を鍛え、明るく活動する逞しい生徒

(1) 登下校

下校時刻

①登校時間 7:45～8:15

②時間に余裕をもって登校する。

③朝の諸活動では「5分前行動」を心がける。

④欠席や遅刻の連絡は必ず保護者が学校にする。

(7:50～8:10を目安に)

※遅刻した生徒は必ず職員室に顔をみせる。

⑤通学路を通り、交通ルールを守る。

⑥自転車での通学は認めない。

⑦下校後または休日等に学校へ来る服装は制服か体育着とする。

⑧部活動は完全下校15分前に終了する。

⑨完全下校時刻を守る。

4月～9月中旬	18:00
9月下旬 ～10月上旬	17:30
10月中旬～	17:00
11～1月	16:40
2月	17:00
3月	17:30

(2) 校内の生活

①登校したら、体育着に着替える。(朝の自主活動7:50～8:10)

②朝の読書(8:20～8:30)の時間は静かに読書する。

③休憩時間(10分休み)は次の学習の準備をし、「チャイムスタート」を心がける。

④他のクラスには無断で入らない。また、非常時以外はベランダには出ない。

⑤給食配膳の時はマスクの着用し、給食当番以外の生徒は配膳後、着席して待つ。

⑥給食当番は必ず帽子と白衣・マスクを着用する。

⑦清掃のときは無駄話をせず、20分間集中して行き、班で協力する。

⑧登校後は校外へ出ない。どうしても校外へ出るときは先生に許可を得る。

⑨校舎内は走らず、廊下は右側通行を心がける。

⑩多目的教室や準備室、教材・教具を使用するときは先生の許可を受ける。ピアノを使用する場合は音楽の先生に断る。

⑪保健室を利用する際は、授業中は教科の先生、休み時間は担任(学年の先生)、次の教科の先生に話してから来室する。

⑫公衆電話は休み時間や放課後に利用し、清掃時間等には利用しない。

昼休みの体育館使用

曜日	月	火	水	木	金
学年	2年	2年	1年	3年	3年

体育館使用上の注意

○使用時間は13:10～13:30

○卓球場の使用は禁止する。

○ステージや体育倉庫の使用は禁止する。

○ボールを蹴らない。

○指定されている学年の曜日を守る。

○体育委員の指示にしたがい、しっかり片付けをする。

(3) 学校外の生活

①善悪の判断をしっかりとつけ、中学生らしい振る舞いをする。

②交通ルールを守り、自転車の二人乗りや危険な乗り方は絶対しない。

③外出するときは行き先・用件や帰宅時間を家の人に連絡する。

④生徒だけの外泊や食事会は厳禁する。

⑤遊技場・ゲームセンター・カラオケボックス等への生徒同士での出入りは禁止する。

⑥深夜(22時～翌日午前4時)の外出はしない。「群馬県青少年健全育成条例第30条」にふれる。

⑦アルバイトは禁止する。ただし、何らかの理由がある場合、新聞配達などは学校に届け出て許可を受ける。

(4) 持ち物

- ① 持ち物には必ず記名をして大切に使う。また、忘れ物をしないように注意する。
- ② カバンは、学校指定のカバンを使用する。
- ③ カバンやスクールバッグ等に付けるキーホルダーは華美でない大きすぎないものを1つまでとする。
- ④ 不必要な金銭、高価なもの、危険なものはもってこない。
- ⑤ 金銭や物の貸し借り、物の売り買いはしない。
- ⑥ スマートフォン、携帯電話等の学校への持ち込みは認めない。

(5) 届出と許可

- ① 長期の旅行やキャンプなどに出かける場合には、担任に連絡しておくのが望ましい。
- ② 家庭の都合により早退をする場合は保護者から担任に連絡をする。
- ③ ガラスや用具等を破損したら、担任を通して係の先生に届け出た上で公共物破損届を提出する。
- ④ 保護者同伴以外の宿泊旅行は原則として禁止する。成人リーダーの同伴があり、中学生にふさわしい内容の場合、保護者から担任に申し出て、学校長の許可を得る。
- ⑤ SNSを利用できる機器等を所持する場合は、各家庭においてSNSルールを定めるとともに、保護者が責任を持って管理する。

(6) 服装・頭髪 中学生らしく華美にならず清潔でさっぱりしていること。

基準は高校入試に沼田南中の生徒として堂々といけること。

- ① 通学服 ○標準型学生服上下（夏季は白のワイシャツ（長袖・半袖））、指定のセーラー服（夏季は白・冬季は紺）とスカートまたはスラックスとする。
○学生服のズボンのベルトは黒・紺・茶とする。
○気候や体調に合わせて、各自夏服・冬服を選択する。（行事等の関係で服装について学校から指示があった場合は、指示に従うこと。）
- ② 頭 髪 ○前髪は目にかからない長さとし、肩よりも長く伸ばしているものは黒・紺・茶のゴムでしばる。なお、しばる位置は耳の高さよりも低い位置とすること。また、眉毛は変形させない。
- ③ 体育着 ○ウインドブレーカーの着用等の冬季の服装については、10月中旬に配布される「冬季の服装について」を参照する。
○体育着は学校指定の学年色のものであるとする。
○名札は縫いつけてある名札に、フルネームを油性ペンで太く大きく書く。
- ④ 上履き ○学校指定のものとし、かかとに名前を油性ペンで書く。
- ⑤ 通学靴 ○体育の授業で兼用できる白のランニングシューズ（運動靴）とし、革製のものやスニーカー、バスケットボールシューズやテニスシューズ等は認めない。なお、外から見える部分は白の靴にすること（反射板は除く）。
○雨天（雪）の時は長靴やブーツ（スノトレ、ブーツ）を使用できる。
- ⑥ 靴 下 ○色は白・黒・紺・グレーとし、無地かワンポイントのものをはく。

(7) 沼田南中学校の生活の見直し・変更

- ① この「沼田南中学校の生活」は毎年、生徒会年度始総会に合わせて、読み合わせを行い、決められている内容の合理性等を検討し、必要に応じて校長の許可を得て修正を行う。
- ② 生徒が作成している服装・頭髪等の細かなルールについても、毎年、生徒会年度始総会に合わせて、内容の確認を行い、全校生徒が合意のもと、校長の許可を得て変更をする。
- ③ 生徒会年度始総会の時期以外でも、全校生徒が「安心」「安全」に学校生活を送る上で変更した方がよいと思うものがある場合は、担任に申し出る。出された意見は、中央委員会（生徒会本部役員・各クラス学級委員長）等の場で協議・検討を重ね、変更が必要な場合は校長の許可を得て変更する。